

文書番号： CJN01-01	中部国際空港道路工事等実施要領	制定日： 2005.03.25
改正番号： 6		改正日： 2017.09.15

中部国際空港道路工事等実施要領

(総則)

第1条 この要領は、中部国際空港道路管理規程（以下「道路管理規程」という。）第7条の規定による中部国際空港株式会社以外の者が行う空港道路に関する工事实施の承認（以下「承認工事」という。）および、中部国際空港道路使用に関する取扱は、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(管理責任者)

第2条 空港道路の管理責任者（以下「道路管理責任者」という。）は、中部国際空港株式会社（以下「会社」という。）空港施設担当とする。

(工事等の申請)

第3条 道路管理規程第7条の規定により空港道路に関する工事等実施の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空港道路工事等施行承認申請書（様式01）を会社に2部提出しなければならない。

- 2 中部国際空港株式会社施設設置承諾規程等により施設設置等の承諾を受けたもの、道路管理規程第6条の規程により施工通知を受けた者が自ら施行するもの、もしくは、空港道路施設の維持管理工事を請け負っている者が施行するものについては、申請を省略することができる。

(承認等の基準)

第4条 工事等の承認は、この要領に定めのあるものを除くほか、会社が定める。また、承認工事等を施行する場合に遵守すべき基準は、会社が定める。

(承認書の交付)

第5条 道路管理規程第7条の規定による空港道路に関する工事等の承認は、申請者に空港道路工事等施行承認書（様式01）の交付をもっておこなうものとする。

(工事着手届)

第6条 申請者が、承認工事を着手しようとするときは、原則として工事着手の7日前までに、工事着手届（様式03）を会社に2部提出するものとする。工事着手届には、道路使用許可書の写しを添付するものとする。

(工事完了届)

第7条 申請者は、承認工事完了後7日以内に工事完了届（様式04）を会社に2部提出して、会社の検査を受けなければならない。

文書番号： CJN01-01	中部国際空港道路工事等実施要領	制定日： 2005.03.25
改正番号： 6		改正日： 2017.09.15

(工事の完了検査)

- 第8条 会社は、工事完了届受領後 14 日以内に申請者の立ち会いのもと、申請書と対比し完了検査を実施するものとする。
- 2 検査の結果、補修の必要がある場合は、会社は申請者に対し、期限を定め補修の指示を行うものとする。
 - 3 会社は申請者に対し、工事完了検査結果通知書（様式 05）をもって検査結果を通知するものとする。

(道路使用許可申請)

- 第9条 空港道路において工事等により空港道路を使用する場合、道路交通法適用道路については、所轄警察署長に、道路交通法適用除外道路については、会社に道路使用許可申請を行うものとする。会社への申請は、原則として道路使用の 7 日前までに、中部国際空港道路使用許可申請(様式 07)に承認書を添付し 2 部提出するものとする。
- (道路交通法適用範囲については別図－ 1 参照)

(保安施設等の設置基準)

- 第10条 空港道路に関する工事等を施行する場合における保安施設等の設置基準については、会社が定めるものとする。

(事故の防止措置等)

- 第11条 空港道路に関する工事等を施行する場合においては、その工事等の施行に起因して発生する事故を防止し、交通の安全と円滑を確保するため、その工事等の現場の状況に応じて適切な予防措置を講じなければならない。

(損害の負担)

- 第12条 申請者は、承認工事等の施行に起因して発生する損害を一切負担しなければならない。

(届出事項)

- 第13条 申請者は、次の各号に該当する場合においては、その旨を速やかに変更届(様式 06)により会社に届け出なければならない。
- (1) 申請者の住所又は氏名を変更した場合
 - (2) 施行期間に変更が生じた場合
 - (3) 承認工事の施行を中止しようとする場合
 - (4) 申請内容に軽微な変更をしようとする場合

附 則

この要領は、2011年7月1日から適用する。

この要領は、2017年9月15日から適用する。